

業界団体のみなさまへ

フロン類算定漏えい量報告・公表制度の 周知に関するお願い

環境省
経済産業省

「フロン類算定漏えい量報告・公表制度」は、平成 27 年 4 月から施行された「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（略称「フロン排出抑制法」）に基づき、年間のフロン類の漏えい量が一定量以上の事業者に、その漏えい量等を国に報告していただく制度です。平成 30 年 4 月から平成 29 年度分の報告が始まっており、報告期限は 7 月 31 日(火)までになります。

なお、詳細については、下記ホームページも併せて御確認ください。

- フロン排出抑制法ポータルサイト
<http://www.env.go.jp/earth/furon/>
- 環境省_フロン排出抑制法（平成 27 年 4 月施行）
http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/
- 経済産業省 オゾン層保護・温暖化対策
http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/index.html

本お知らせ及び同封資料を御確認の上、貴団体の会員事業者の方にお知らせいただくよう、お願いいたします。資料の追加を御希望の場合は、必要数を下記に記載する「フロン類算定漏えい量報告・公表制度ヘルプデスク」まで御連絡いただければ幸いです。

※ご希望が多数となった場合、全数お送りできない可能性がある場合がございます。

【同封資料】

下記資料 各 10 部

- ・フロン類算定漏えい量報告・公表制度のお知らせ
- ・フロン類算定漏えい量報告・公表制度 パンフレット
- ・フロン排出抑制法に関する説明会のお知らせ

お問合せ先

- フロン類算定漏えい量報告・公表制度ヘルプデスク
株式会社三菱総合研究所 環境・エネルギー事業本部内
メール： furon-helpdesk@mri.co.jp
TEL : 03-6705-6143 (平日のみ 09:30~17:30)
- 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室
TEL : 03-3581-3351 (内線 6753)
- 経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室
TEL : 03-3501-1511 (内線 3711)